



埼玉県報

第 101 号
令和 2 年(2020 年)
4 月 28 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

告示

- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額について）の一部を改正する告示（福祉政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 組織犯罪対策情報総合管理業務の機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 交通規制情報管理システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 交通管制システム上位装置設備の賃貸借に関する入札公告（施設課）
- 県道秩父上名栗線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計の賃貸借（ファイナンス・リース）に関する入札公告（水質管理センター）
- 令和2年度埼玉県職員採用上級試験等の実施（任用審査課）
- 令和2年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施（任用審査課）
- 令和2年度埼玉県職員採用初級試験等の実施（任用審査課）
- 令和2年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施（任用審査課）
- 令和2年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施（任用審査課）
- 令和2年度埼玉県経験者職員採用試験の実施（任用審査課）

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 19 令和二年度分の自動車税の種別割に限り、第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「納期限内」とあるのは「納期限内（第一号に掲げる種別割にあつては、令和二年七月三十一日まで）」と、同条第二項中「納期限後」とあるのは「納期限後（第一号に掲げる種別割にあつては、令和二年八月一日以後）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

令和元年埼玉県告示第六百三十二号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、その期限が令和元年十月十二日から令和二年四月二十九日までの間に到来するものについては、法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税（埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第三十一条の十第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の五十五第二項の規定による申告（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）に限る。）、地方消費税並びに県たばこ税を除き、同月三十日とする。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人燈台

二 代表者の氏名

石黒 早苗

三 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市緑四丁目一四八番地南福音診療所内

四 失効日

令和二年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項区分の欄中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（一）」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（一）」に、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法」に改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、四五〇円」を「四、八九〇円」に、「八、七二〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「四、二四〇円」を「四、二六〇円」に、「八、七四〇円」を「八、七三〇円」に、「一五、七八〇円」を「一六、七五〇円」に、「二三、三三〇円」を「二三、〇一〇円」に改める。

告示

埼玉県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
埼玉友八潮クリニックス	医療法人埼玉友会	八潮市大瀬五―一―一五	令和二年四月一日
新田駅前内科クリニックス	華見	草加市金明町三七一風の道ハウス二階C	令和二年四月一日
北戸田ハートクリニックス	平澤 泰宏	戸田市新曽一九九一リノリ―ゾ二階二〇二	令和二年四月一日
朝霞台呼吸器科・内科・外科クリニックス	平良 真博	朝霞市東弁財一―五―一八 カロータ三F	令和二年四月一日
朝霞台駅前みなみ耳鼻咽喉科	南 和彦	朝霞市東弁財一―五―一八 カロータ二F	令和二年四月一日
ふく在宅クリニックス	福本 祐一	所沢市松葉町七―二四ハイツ コルザ一F	令和二年四月一日
ぬまざきクリニックス	沼崎 進	狭山市広瀬東二―三六―二	令和二年四月一日

イオン薬局狭山店	颯薬局	店	パール薬局くすのき台	薬局マツモトキヨシ EQUIA PRE MIE和光店	薬局マツモトキヨシ 朝霞台駅南口店	つばさ薬局	はなまる薬局 八潮店	第一薬局	ウエルシア薬局春日部西口店	医療法人社団翠耀会 手代木歯科医院	みしまデンタルクリニック	柳澤医院
イオンリテール株式会社	株式会社颯薬局	オネスト	株式会社パール・オネスト	株式会社マツモトキヨシ	株式会社マツモトキヨシ	株式会社TNS	株式会社A&M	はびなす株式会社	株式会社	耀会	三島 攻	柳澤 京介
狭山市上奥富一 一二六一	二 狭山市広瀬東二 一三六一 二	一〇	所沢市くすのき台二 一六 一	和光市本町四 一七エキアプレミエ和光一階一〇七	朝霞市東弁財一 一五 一八	上尾市緑丘三 一三 一 一 二PAPA上尾ショッピン グアヴェニューB 一 二 一〇	八潮市大瀬五 一 一 一五 SAIYU 3rd VILLAGER 一〇 一	八潮市八條一五六七 八潮 団地二二号棟	春日部市中央一 一七 一 二〇 一F	桶川市若宮一 一 一七 桶川 駅前メデイカルビル3F	戸田市笹目一 一三三 一 一〇	比企郡小川町大塚二 一 一七
令和二年三月一日	令和二年四月一日	一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年三月一日	令和二年三月九日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日

訪問看護ステーションあやめ本庄	訪問看護ステーション結び	訪問看護ステーションあやめ東松山	訪問看護ステーションデューン東松山	訪問看護ステーションデューン東松山	訪問看護ステーションウイロン埼玉さやま	訪問看護ステーションウィル訪問看護ステーション埼玉さやま	優訪問看護ステーション	みつば訪問看護ステーション朝霞台	ほほえみ訪問看護ステーション	すや薬局 寿店	局 日本調剤 羽生薬	飛鳥薬局 羽生西口店	かごはら薬局	鈴薬局富士見店
株式会社ファーストナース	株式会社ORI	株式会社ファーストナース	株式会社N・フィールド	株式会社N・フィールド	株式会社ファイアーアート	株式会社ファイアーアート	優'sカンパニー 合同会社	株式会社ベストケア・パートナーズ	合同会社アゲインコーポレーション	株式会社すや薬局	日本調剤株式会社	株式会社飛鳥薬局	ルナ調剤株式会社	株式会社エスシィグループ
本庄市小島一七二七ト ルテュニ号棟一〇一 号	加須市志多見三四四	東松山市御茶山一八 一メゾン御茶山一〇一	東松山市箭弓町一三 三エスペランサビル一階	東松山市箭弓町一三 三エスペランサビル一階	狭山市柏原二七九八 一四グリーンハイツ田中 II一〇五	狭山市柏原二七九八 一四グリーンハイツ田中 II一〇五	所沢市山一七四二一 六	朝霞市三原三一五一 三八きよみコーポ一〇一 号	戸田市笹目三一三二 一〇	本庄市寿二一三一六	羽生市下岩瀬五〇八 一三	羽生市南二二〇一六 一〇一	熊谷市美土里町三一 三五	富士見市鶴馬二一七 一三七
令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年三月一日	令和二年三月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年三月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年二月一日	令和二年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
田中 雅人		江古田整骨院	東京都練馬区豊玉上一六 一六シャトルハイツ豊玉一 〇一	令和二年三月 一日
関根 尚輝		柳沢駅前接骨院	東京都西東京市保谷町三 一二―一四	令和二年二月 一日
松村 哲也		KEIROW熊 谷中央ステーション	熊谷市村岡三〇〇―五―一 〇二	令和二年三月 一日
高山 正		たかさん訪問マ ッサージホーム	朝霞市本町一―一六―五― 四〇六	令和二年四月 一日
尾崎 泰正		からだ元氣治療 院 県央エリア 店	北本市東間七―一―ニュー マリツチ斉藤一〇一	令和二年三月 一日
加賀 賢一		江古田鍼灸院	東京都練馬区豊玉上一六 一六シャトルハイツ豊玉一 〇一	令和二年四月 一日

告示

埼玉県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
アイン薬局毛呂本郷店	名称	もろやま薬局	アイン薬局毛呂本郷店
ひまわり薬局	所在地	北本市緑三二九一一	北本市緑三二二九一
ポプラ薬局	開設者名称	有限会社ティージェイケイ	S・有限会社JM BRO
ポプラ薬局 見沼店	開設者名称	有限会社ティージェイケイ	S・有限会社JM BRO
かばさん薬局 日高店	所在地	日高市原宿二一六一一	日高市原宿二一六一二九
訪問看護リハビリステーション ゆめみらい戸田	所在地	戸田市新曾五六三根岸ビル一階	戸田市新曾一〇二一フ ラワーハイツ三〇二号 室

二 指定施術機関

加藤 葉月		吉田 周作		田中 真史		工藤 潤	氏名
施術所		施術所		施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	名称	変更前
さいたま市緑区三室 一二六二一六	プラナ治療院	(追加)	(追加)	和光市本町五―六 柳瀬ビル三F	訪問医療マッサー JK E i R O W 和光 中央ステーション	からだ元気治療院 北本店	
鴻巣市本町四―五 ―九新井ビル一〇 三号室	KE i R O W 鴻巣ス テーション	所沢市上安松七三 七―三一	あしたば	東京都北区赤羽西 四―二二―四今村 コーポ三〇二一	マッサージレイイス治 療院 東京北区	からだ元気治療院 県央エリア店	

告示

埼玉県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
原市診療所	上尾市原市三三三六―四―二〇―一〇 七	令和二年三月二十五日
佐々木医院	上尾市平塚一七〇一	令和二年三月五日
柳澤医院	比企郡小川町大塚二一―七	平成三十年十月十一日
加藤医院	桶川市西一―一―七	令和二年三月二十日
くろさわ歯科医院	所沢市弥生町一七五五―一五九	令和二年二月二十八日
すこやか歯科	比企郡ときがわ町大字番匠二〇四―四	令和二年二月二十九日
ウエルシア春日部西口薬局	春日部市中央一―八―九	令和二年三月八日

第一薬局	イオン薬局 武蔵狭 山店	わかば薬局 日高店	SOMPOケア 春 日部武里 訪問看護
八潮市八條一五六七 棟 八潮団地二二二号	狭山市入間川三―三二―五	日高市高萩一六一―四	春日部市大場一―三八―一 高橋第三 店舗一F
令和二年二月二十 九日	令和二年二月二十 九日	令和元年十二月三 十一日	令和二年二月二十 九日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	施術所	廃止年月日
小林 正好					

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
グリーン歯科医院	蕨市北町四一〇―二四	令和二年五月一日
医療法人久和会 見歯科医院 鶴	秩父市桜木町一九―一四	令和二年四月十日

告示

埼玉県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
共創未来 東鴻巣薬局	鴻巣市上生出塚清水七六九	令和二年二月二十一日

告示

埼玉県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団 医風会 並木 病院
所在地	所沢市東狭山 ヶ丘五―二七 五三
開設者名	医療法人社団 医風会
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問 看護
指定年月日	令和二年四月一 日
	通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション 令和元年九月九 日
	入間市小谷田 一―二五八―一 医療法人永仁 会 入間ハート病 院

告示

埼玉県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
アイン薬局 上尾店	事業所名称	いずみ薬局	アイン薬局 上尾店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局 ふじみ野店	事業所名称	イイズカ調剤薬局	アイン薬局 ふじみ野店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
スマイル介護サービス	事業所所在地	児玉郡美里町 関五六	児玉郡美里町 北十条八七四一	訪問介護
株式会社フルヤ所 沢ケアサービス	事業所所在地	所沢市御幸町 六―二KFビル 六階	所沢市御幸町 六―二KFビル 六階	居宅介護支援
株式会社フルヤ所 沢ケアサービス	事業所所在地	所沢市御幸町 六―二KFビル 二階	所沢市御幸町 六―二KFビル 六階	訪問介護

ひまわり館 吹上 営業所		医療生協さいたま ふじみ野ケアセン ター
事業所 所在地	事業所名	事業所 所在地
鴻巣市南一 八―八	ひまわり館	ふじみ野市 一―七
鴻巣市吹上本 町五―四―九	ひまわり館 吹上営業所	ふじみ野市上 福岡三―三―七
特定介護予防福祉 用具販売	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売	居宅介護支援

告示

埼玉県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ハート在宅介護支援センター	入間市下藤沢四四六―一フェニックス店舗一階	居宅介護支援	平成二十二年三月三十一日
木馬歯科医院	狭山市入間川三―三〇―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年三月三日
第一薬局	八潮市八條一五六七―八潮団地二二号棟	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年二月二十九日
狭山ヶ丘薬局	所沢市若狭四―二四六八―一五	居宅療養管理指導	平成十二年九月三十日

リハビリセンター アングレンク ケニ		スギ薬局狭山店	
所沢市東所沢和 田一―二四―三 ―二		狭山市広瀬東二 コ―四―一―ヤ ―狭山店内オ	
介護予防通所介護	通所介護	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導
平成三十年三月三 十一日	令和二年三月三十 一日	平成二十一年十月 二十九日	

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズ朝霞店

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番十二の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場出入口における入庫処理能力の「必要駐車待ちスペース」において、No.1出入口の長さが不足しています。入場に伴い公道で渋滞が発生しないよう「必要駐車待ちスペース」を確保するか、渋滞発生を未然に防ぐための対策を示してください。

(2) 当該地付近の道路は、朝霞第二小学校と朝霞第九小学校及び朝霞第二中学校の通学路に当たります。児童生徒の登下校時間帯は車両の通行及び児童生徒の安全確保に配慮くださるようお願いいたします。特に、来客駐車場出入口（市道六・二二号線）及び荷さばき出入口（市道一五九号線）は、朝霞第九小学校の通学路になっておりますので、通常営業時の交通誘導員については、学校及び教育委員会と協議していただくようお願いいたします。

(3) 交通問題について

・ 通学路の安全対策の充実と事故防止を徹底してください。

(4) 防犯問題について

- ・ 販売店内の死角対策をしてください。
- ・ 夕焼けチャイム以降の児童だけの店内徘徊対策をしてください。
- ・ ゲームセンター等を設置した際の条例遵守をしてください。
- ・ 近隣、小中学校と情報連携

(5) 選挙期日前投票所として利用できるスペースを要望します。

現在、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあります。

そのような状況で、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題と朝霞市選挙管理委員会では認識しております。その中で、多くの市民の利用が見込まれます大型店舗内に選挙期日前

投票所を開設することは、投票率の向上の有効な方策であると考えております。

(6) まちづくりへの協力をお願いいたします。

- ・ 隣接する自治会・町内会等に対し法人会員として加入するなど、ご協力についてご検討をお願いいたします。
- ・ 隣接する自治会・町内会等による各種行事への参加・協力、企画段階からの参加、活動場所の提供、店舗及び従業員による協力についてご検討をお願いいたします。

- ・ 市内では、例年八月の第一日曜日とその前日、前々日に朝霞市民まつり「彩夏祭」を開催し、約七十万人が来場しております

(※令和二年のみ、十月二十三日(金)から二十五日(日)に開催予定)。

当該地は、朝霞会場、北朝霞会場からそれぞれ一キロメートル以上離れており、市民まつり開催による交通規制等の直接の影響はありませんが、開催にあたり積極的なご協力をお願いいたします。

(7) 商工会への加入をお願いいたします。

県が作成している「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」Ⅱ―2に基づき、入居テナントの商工会への加入、商店街や商工会が行うイベント等への協力及び地域事業者への配慮をお願いいたします。

二 縦覧期間

令和二年四月二十八日から令和二年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 周辺の交通状況に配慮すること。案内看板や安全施設、規制標識の設置、交通整理員等の配置による交通安全対策を講じること。また、警備員等による見回りを行い、駐車場及び駐輪場の違法駐車・駐輪対策を徹底すること。
- (2) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法および埼玉県生活環境保全条例を遵守すること。また、苦情が発生した場合には、誠意をもって対応を行い、問題の解決をすること。
- (3) 防犯対策として、監視カメラ（防犯カメラ）等の設置、警備員等の巡回、防犯灯の設置により、暗闇場所を無くし、犯罪が発生することのない様、防犯抑止に努めること。
- (4) 排出された廃棄物は適正に管理・処分を行うこと。

二 縦覧期間

令和二年四月二十八日から令和二年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二八九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二八九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）建物内地下駐車場 午前九時四十五分から午後九時十五分

K，Sパーク第三駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）建物内地下駐車場 午前九時四十五分から午後九時十五分

K，Sパーク第二駐車場 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年十二月十六日

ニ 届出年月日

令和二年四月十五日

二 縦覧期間

令和二年四月二十八日から令和二年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年四月二十八日から令和二年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ）

三 作業地域

荒川（埼玉県鴻巣市、熊谷市、深谷市、寄居町）

四 作業期間

令和二年三月一日から令和二年五月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

令和元年埼玉県告示第七百六十九号で公示した公共測量は、令和二年三月二十三日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

組織犯罪対策情報総合管理業務の機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課資料係 電話048-832-0110 内線762-
204

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月26日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月25日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月26日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年6月26日（金）午前10時25分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年5月20日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 5 月 7 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Device for Management of Organized Crime Control Information
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. June 26, 2020 By mail; 5:00 p.m. June 25, 2020 In person; 10:20 a.m. June 26, 2020
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通規制情報管理システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通規制課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
交通部交通規制課規制調査係 電話048-832-0110 内線5207

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月10日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月10日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年6月10日（水）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年6月3日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年5月7日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Traffic Control Information System

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. June 10, 2020 By mail; 5:00 p.m. June 9, 2020 In person; 10:20 a.m. June 10, 2020

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 坂口 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号 埼玉県警察本部
交通部交通規制課管制施設係 電話048-834-5111

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月19日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月18日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月19日（金）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和2年6月19日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年6月11日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 5 月 7 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:A lease of Traffic Control System Central Computer

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 19, 2020 By mail;5:00 p.m. June 18, 2020 In person; 9:40 a.m. June 19, 2020

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext. 2292

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>路 線 名</p>	<p>県道秩父上名栗線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市中町一三六〇番一地先から同市中町一三二五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年四月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年一月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二六一・三メートル</p>

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 秩父上名栗線 秩父市中町一三六〇番一地从先から

同市中町一三一五番一地从先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年四月二十九日

告 示

埼玉県公営企業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月二十八日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計の賃貸借（ファイナンス・リース）一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年10月1日（木）から令和7年9月30日（火）まで（60月）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県水質管理センター（埼玉県行田市小針1632）

1階 異物検査前処理室

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県公営企業告示第17号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市小針1632

埼玉県水質管理センター 調査担当 三木 電話048-558-1051

- (2) 契約条項を示す場所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

職員会館4階 企業局掲示板

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月15日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月15日（月）午後5時まで

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。（必着・持参不可）

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県水質管理センター 令和2年6月16日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年5月25日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に書留郵便又は簡易書留郵便により郵送する。（必着・持参不可）

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年5月8日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Service Required:

Lease for one set of Liquid Chromatograph High-resolution, accuracy-mass Spectrometer.

(2) Delivery place:

Water Quality Management Center

(3) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m. , May 25, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m. , May 25, 2020)

(4) Deadline for bids:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m. , June 15, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , June 15, 2020)

(5) Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(6) Contact information:

Water Quality Management Center

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government

Kobari 1632, Gyoda-shi, Saitama-ken 361-0024

Japan

Telephone: 048-558-1051 (Japanese)

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

令和二年度埼玉県職員採用上級試験及び令和二年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

- (1) 令和2年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 令和2年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	193人	<p>○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)</p> <p>○地方公務員法第16条に該当しない者</p> <p>○次に掲げる者</p> <p>(1) 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を原因とするもの以外)</p> <p>※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格を取得する見込みの者</p>
	福祉	30人	
	心理	12人	
	設備	20人	
	(新方式)設備	うち新方式2人程度	
	総合土木	41人	
	(新方式)総合土木	うち新方式5人程度	
	建築	5人	
	(新方式)建築	うち新方式2人程度	
	化学	2人	
農業	16人		
林業	6人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		20人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	○ (選択解答制) (新方式を除く)	○ (一般行政のみ 選択解答制)	○ (新方式を除く)	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	○ (選択解答制)		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月28日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	7月7日(火)午前10時から 7月17日(金)まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。
第2次試験	7月14日(火)から17日(金)までのいずれか1日及び8月3日(月)から8月21日(金)までのいずれか1日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、7月7日(火)以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		9月1日(火)午前10時から 7日間、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約207,500円(地域手当を含む。)である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、令和2年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候

補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和3年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、令和2年5月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

5月8日（金）9時30分から5月21日（木）17時まで

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

令和二年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

令和2年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 20人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月28日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	7月7日（火）午前10時から7月17日（金）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。
第2次試験	7月14日（火）から17日（金）までのいずれか1日及び8月3日（月）から8月21日（金）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、7月7日（火）以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		9月1日（火）午前10時から7日間、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、約207,500円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、令和2年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和3年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、令和2年5月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

5月8日（金）9時30分から5月21日（木）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第三号

令和二年度埼玉県職員採用初級試験及び令和二年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

- (1) 令和2年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 令和2年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	16人	<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条に該当しない者 <input type="checkbox"/> 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(学歴不問) <input type="checkbox"/> 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を原因とするもの以外)
	設備	3人	
	総合土木	5人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		13人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉県職員採用初級試験(設備及び総合土木)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日（日）	埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市）	10月7日（水）午前10時から 10月15日（木）まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームペー ジに掲載する。
第2次試験	10月15日（木）及び10月27日（火） から10月29日（木）までのいずれか 1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、10月7日（水）以降に埼 玉県人事委員会事務局ホームペー ジに掲載して指示する。		11月26日（木）午前10時から 7日間、埼玉県人事委員会事 務局ホームページに掲載する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約170,300円（地域手当を含む。）である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、令和2年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和3年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、令和2年5月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月20日（木）9時30分から8月31日（月）17時まで

9 その他

(1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

令和二年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

令和2年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 10人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月7日（水）午前10時から 10月15日（木）まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームペー ジに掲載する。
第2次試験	10月15日（木）及び10月27日（火） から10月29日（木）までのいずれか 1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、10月7日（水）以降に埼 玉県人事委員会事務局ホームペー ジに掲載して指示する。		11月26日（木）午前10時から 7日間、埼玉県人事委員会事 務局ホームページに掲載する。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、約170,300円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、令和2年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和3年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、令和2年5月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月20日（木）9時30分から8月31日（月）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第五号

令和二年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

令和2年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	9人	<p>○地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を原因とするもの以外) (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	15人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	8人	次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの者(国

		籍不問) (1) 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 (2) 平成12年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
保健師 (警察)	2人	日本国籍を有する次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの者 (1) 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 (2) 平成12年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
司書	6人	平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師、保健師及び保健師（警察）

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- ア 第1次試験 教養試験（選択解答制）
- イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

- ア 第1次試験 教養試験、専門試験
- イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師、保健師及び保健師（警察）

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月28日（日）	埼玉県立伊奈学園 総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立浦和西高	7月7日（火）午前10時から 7月17日（金）まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームページに掲載する。

		等学校 (さいたま市)	
第2次試験	7月14日(火)から17日(金)までのいずれか1日及び8月3日(月)から8月21日(金)までのいずれか1日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、7月7日(火)以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		9月1日(火)午前10時から7日間、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。

(2) 司書

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月7日(水)午前10時から10月15日(木)まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。
第2次試験	10月15日(木)及び10月27日(火)から10月29日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、10月7日(水)以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		11月26日(木)午前10時から7日間、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給(地域手当を含む。)は、原則として下表のとおりである。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

職 種	給 与
薬 剤 師	約234,800円
獣 医 師	
保 健 師	約239,900円
保 健 師 (警 察)	
司 書	約182,400円

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、令和2年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許（資格）取得見込みの者にあつては、当該免許（資格）を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和3年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、令和2年5月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師 保健師（警察）	5月8日（金）9時30分から5月21日（木）17時まで
司 書	8月20日（木）9時30分から8月31日（月）17時まで

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第六号

令和二年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

令和2年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 10人

設 備 5人

総合土木 7人

建 築 3人

農 業 3人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和36年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの者 ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（令和2年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（令和2年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（令和2年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ
- (3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月20日(火)午前10時から 11月2日(月)まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームペー ジに掲載する。
第2次試験	10月31日(土)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、10月20日(火)以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		11月17日(火)午前10時から 11月30日(月)まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームペー ジに掲載する。
第3次試験	11月29日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、11月17日(火)以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		12月11日(金)午前10時から 7日間、埼玉県人事委員会事 務局ホームページに掲載する。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として次に掲げるとおりである。

(ア) 民間企業等職務経験者

採用される者の民間企業等での職務経験の内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合
約290,000円(地域手当を含む。)

(イ) 海外活動等経験者

約207,500円(地域手当を含む。)である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、令和2年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和3年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、令和2年5月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月20日（木）9時30分から8月31日（月）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。